

2016年9月12日

加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会座長 殿

第8回検討会加工食品の原料原産地表示の「表示方法」と「対象とする範囲」について意見

委員 市川 まりこ

今回は、都合がつかず欠席いたしますが、委員レク用資料に基づき書面で意見を申し述べます。

食品表示は消費者に正しく理解されて、活用されてこそそのものです。消費者が誤認しないように、わかりやすい内容であってほしいです。

I. 加工食品の原料原産地表示の「表示方法」について

◆現行の原料原産地表示は、国別表示が基本となっているため、新たなルールに於いても国名表示を原則とする。

◆国別表示が難しい場合、例外的に大括り表示については、国産を選びたいという要望にある程度応えることができる。認める場合、詳細情報については任意で Web や電話等を利用して情報提供に努めることが必要。使用割合が極端に少ない場合等、誤認を防止する対策が必要。

◆可能性表示と、大括り+可能性表示については、商品内容と表示が一致しないので反対。

パッケージの食品表示は中身と一致するのが大原則。「又は」表示で入っていない産地のものを表示するのは誤認を起こす可能性大。特に「国産」表示をして、入っていない場合は優良誤認である。以前、農林水産省は「中国又は国産」の表示は優良誤認にあたるとの見解だった。枠外に注意書きを書いても消費者は気が付かない可能性が大きい。

◆中間加工原材料の表示については、消費者の誤認を招く可能性が非常に高い

そもそも、原料原産地表示がなぜ義務化されたのかその発端をたどると、加工食品の中には

加工地を強調することで消費者に原料の原産地と誤解を与えるような産地表示をおこなっているものがあつたからだ。

原料原産地情報がわからない輸入中間加工品を含め、中間加工品に加工地表示を行うことについて、消費者に原料の原産地と誤認させやすく、消費者にとってはメリットよりもデメリットが大きいのではないか。一般的に消費者は、事業者のように専門的な知識は持ち合わせていない。そのような状況で、加工地や製造地という文言を適切に判断できる消費者が大多数とはとうてい思えない。加工地表示・製造地表示は、消費者の誤認を招く可能性が非常に高いので反対。

II. 原料原産地表示の「対象とする範囲」について

(1) 対象原材料は、農畜水産物(生鮮食品)に限るべき。

◆中間加工原材料も対象にして加工地表示や製造地表示を認めると、産地・収穫地と誤認する可能性が高い。特に生鮮食品に近い国内加工食品は誤認の可能性が高くなる。

例1) 乾燥玉ねぎ(国内製造)←中国産の玉ねぎを国内で乾燥したもので、
国産の玉ねぎとは限らない

玉ねぎ(国産)←日本で栽培・収穫した玉ねぎ

例2) コーンパウダー(国内製造)←米国産のコーンを国内でパウダー化した
もので国産のコーンとは限らない

◆対象原材料を全ての加工食品にすると、事業者の実行可能性等観点から、どうしても例外として対象品目から外すものが出ざるを得ず、その線引きが難しくなるのではないか。消費者の側からみても、何が例外品目なのか、理屈のところがわかりにくい面があり、消費者にわかりやすい表示とは言えなくなるのではないか。

(2) 重量順第1位までを支持。

これまでの要件(50%以上)にひっかからなかった多くの食品が適用対象となる。2位以下も加えると表示文字数が増えて一括表示が見づらくなるのではないか。 以上